

第4号議案

2025年度 事業計画及び収支予算についての暫定処置

2025年度事業計画及び収支予算については、定款第43条第2項および第3項の規定により、暫定処置をとる。すなわち第16回定時社員総会（2025年4月1日～6月30日に開催予定）において、事業計画および予算が承認されるまで、2024年度事業計画および収支予算に準じて事業を実施し、実行された収入支出は、新たに成立した2025年度収支予算の収入支出とみなす。

以 上